

審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン

一般財団法人鳥取県剣道連盟では、令和3年9月から各級・段の審査会を再開しておりますが、令和3年8月2日付け「審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」(全剣連)に従い、この審査会においても、多くの会員が安心して受審できる様、「審査会実施にあたっての感染拡大防止ガイドライン」を制定いたしました。受審者はもとより、審査員、立合、係員等すべての関係者(以下「関係者」という。)は、この審査ガイドライン並びに令和3年8月4日付「対人稽古に関する感染予防ガイドライン」、令和5年3月22日付「大会・審査会におけるマスクの着用について」(全剣連)を遵守して、安全な審査会の実施に努めて頂きますようお願いいたします。

第1 審査会を開催するにあたって

- 1 鳥取県剣道連盟及び各郡市剣道連盟等(以下ガイドラインにおいて「主催者」という。)は、審査会を開催するにあたって、鳥取県の感染拡大防止対策指針並びに審査会場を管理する管理者の方針を遵守する。
- 2 主催者は審査会を開催するにあたって、受審者並びに関係者に対し、この審査ガイドラインの内容を徹底する。
- 3 主催者は、審査会スケジュールを策定するにあたって、入場・受付の密集を避けるため受付時間の事前指定や広い受付スペースの確保、トイレ・休憩室の密集を避けるため休憩時間を長くするなど、全体として余裕を持った時間割に配慮する。
- 4 主催者は、受審者並びに関係者以外(付き添い、保護者、見学者等)は、主催者が事前に指定する「受審者確認票」に氏名、住所、連絡先電話番号を記載し審査会場に入場できるとを、あらかじめ周知・徹底しておく。
- 5 受審者並びに関係者は、審査ガイドラインを遵守し、安全な審査会の運営に協力する。

第2 受審にあたって

- 1 以下に該当する者は受審できない。
 - (1) 基礎疾患のある者

糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、透析治療者、免疫抑制剤や抗がん剤使用治療者等。なお、基礎疾患のある者が、理由あって受審を希望する際は、必ず主治医の承認を得るよう指導する。

- (2) 発熱のある者（一般的には37.5度以上ある者をいう）
- (3) 咳・咽頭痛など風邪の様な症状がある者、その他体調が悪い者。
- (4) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。
- (5) 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。

- 2 実技審査時には面マスクまたはシールドを着用する。

それ以外（実技審査までの待機中、合格発表までの待機中等）のマスクの着用は個人の判断とする。

第3 入場にあたって

- 1 審査会場内での密集を避けるため、自転車等での来場を除き、あらかじめ着替えを行った上で審査会場に入場する。
- 2 主催者は、広い入場口を設置し、受審者が施設に入場する時に行列にならないよう配慮する。

受審者は受付時に、必ず「受審者確認票」の提出を行う。付き添い、保護者、見学者等は、主催者が事前に指定する「受審者確認票」に氏名、住所、連絡先、電話番号を記載し審査会場に入場できることとする。

- 3 主催者は、入場口にアルコール消毒液を設置し、受審者は手指消毒を行う。
- 4 審査会場入場者は検温を受ける。

主催者は、非接触型体温計等により入場者の検温を適正、迅速に行う。検温により体温が37.5度以上ある者は、受審及び入場を認めない。

- 5 受付が密集した場合、入場制限を行う。

第4 審査会場内での留意事項

- 1 受審者並びに関係者は、フィジカル・ディスタンス（人と人の距離、最低でも1メートル、できれば2メートル）を常に保つようにする。
- 2 受審者並びに関係者は、審査会場内でも、手洗い、うがい、アルコールによる除菌消毒に努める。また、洋式トイレで蓋がある場合は、ふたを閉めてから流すこと。

- 3 主催者は、手洗い、うがいの場所をなるべく多く確保し、可能な限り多くの場所に消毒液アルコールを配置する。

第5 実技審査

- 1 受審者は、実技審査時は面マスクまたはシールドを着用する。
- 2 主催者は受審者が受審中及び待機中に3密にならないように、面の付けるタイミング、待機中の場所などに配慮し、移動は必要以上の行動にならないように、場所等の確保と指定を行う。

第6 筆記試験

- 1 主催者は受審者を筆記試験会場への移動は速やかに行い、3密を避けるように、人数に応じて、筆記試験会場を確保するか、組を分けて適宜入れ替えて実施する。

第7 「日本剣道形」及び「木刀による基本技稽古法」の審査

- 1 受審者は、間隔（1メートル以上）をとって整列する。
- 2 受審者は、面マスク等を着用して受審する。

第8 合格発表

- 1 実技合格者の発表及び登録手続きは、比較的広い場所で行い、密集になることを回避する。
- 2 不合格者は、すみやかに会場から退場する。

第9 その他

- 1 関係者はマスクをする。ただし、控室等でのマスクの着用は個人の判断とする。
- 2 休憩時間における審査員控室やトイレが密集状態になることを避ける。
- 3 審査会場では常に換気を行う。可能であれば送風機を設置する。
- 4 受審者は、食事の空箱等、持参した物、ごみは必ず持ち帰る。
- 5 審査会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に速やかに濃厚接触者の有無等について報告する。

以上

各 位

令和6年1月吉日
米子市剣道連盟
会長 渡邊卓郎
(印省略)

段級審査講習会のご案内(1)について

平成22年前期昇段級審査より一般財団法人鳥取県剣道連盟においては、1級から3級までの審査に実技審査の他「木刀による剣道基本技稽古法」基本1～9の審査を実施する運びとなりました。つきましては、下記要領にて講習会を実施いたします。

記

日 時 令和6年2月4日(日) 受付8時30分～ 開始9時20分(予定)

場 所 日吉津村立農業者トレーニングセンター

(西伯郡日吉津村日吉津872-15 ☎0859-27-5950)

内 容 剣道形大刀の形7本(3段)、同形5本(2段)、同形3本(初段)

剣道形大刀の形7本、剣道形小刀の形3本(4～5段)

木刀による剣道基本技稽古法1～9(1級)、同稽古法1～6(2級)、同稽古法1～4(3級)

初段以上の受審者に対する学科試験要領説明

服装等 剣道衣に袴着用、木刀、筆記用具持参

※ネーム入り垂れを装着すること。

暖房設備はありませんので、稽古着の下に防寒着を着用してください。

講 師 剣道形実施における重要事項解説

中野厚志先生

剣道形 (初段～5段)

渡邊卓郎先生

中野厚志先生

高本謙一先生

谷川賢次先生

周藤和樹先生

学科試験要領説明

乾正幸先生

木刀による剣道基本技稽古法

松本千春先生

景山良太先生

上田大輔先生

※ 3級受審者は出来る限り木刀による剣道基本技稽古法の講習を受けてください。

※ 剣道形受審者及び木刀による剣道基本技稽古法受審者は、それぞれ500円を徴収します。

※ 尚、基本1～9を受講される各剣道クラブ、学校の監督及び指導者は、平成22年度審査より継続して実施していますので、参加出来る指導者は参加をお願いします。

※ 上記基本1～9の指導者の受講料は500円とします。

指導料、受講料徴収は会場使用料補助のためです。ご理解ください。

◆ 審査、講習会に関して不明な点は、米子市剣道連盟事務局長までお問い合わせください。

剣道連盟事務局長 乾 正幸 ☎0859-27-5045 ☒090-1014-0488

講習会のご案内(2)について

講習会受講要領(2月4日 日吉津村立農業者トレーニングセンター)

1. 受付は8時30分から行います。
受講者・その他の方は、玄関前付近で密にならないように待機してください。
2. 役員の指示に従って5名1組で入館していただきますが、その際には検温とアルコール除菌液で手指消毒を行ってください。
3. 入館後、受付で受講者は「受審者確認票」を、その他の方は「受審者以外確認票」を提出してください。その際、受講者は各段・各級の受付と納金(一人500円)を済ませ、役員の指示に従い2階観覧席で待機してください。
その他の方は、「受審者以外確認票」を提出後、2階観覧席にお回りください。
2階観覧席では、各自が左右の席を空けて使用するなど、密にならないように配慮してください。
4. 開講式を行いますので、館内放送の指示に従って整列してください。

令和6年1月吉日

各 位

米子市剣道連盟

会長 渡邊卓郎

(印省略)

段級審査会のご案内(1)について

下記のとおり段級審査会を実施しますので、ご協力をお願いします。

1. 段級審査会 (三段以下)

(1) 日時 令和6年2月11日(日) 受付8時30分～ 10時開会(予定)

(2) 場所 鳥取県立米子産業体育館 (米子市東福原8丁目27-1 ☎0859-35-0611)

申込書の提出要領及び締切日

*場 所 米子市営武道館 (米子市糺町1丁目202)

*曜日・時間 火曜・木曜日 午後6時30分～7時30分まで

土曜日 午後4時～5時30分まで

米子武道館少年剣道部の指導者の先生方にお渡しください。

(申込書は案内書送付の封筒を使って提出してもらおうと事務がはかどりますのでご協力をお願いします。)

*締切日 令和6年1月23日(火) (1月11日(木)は休館日です。)

※ 提出の際には金額を確認しますので必ず指導者の先生に渡してください。

☆ 受審資格、審査項目、受審料等は別紙参照のこと。

☆ **受審申込書(改定)**は所要数をコピーして提出してください。 FAXのコピーは不可。

☆ 形のみ受審者は申込書の上部に **形のみ受審** と記入のこと。

☆ 剣歴カードは申込書の左上部にクリップで固定して提出のこと。

☆ 受審申込書は折り曲げないこと。

☆ 受審料納金袋は、A封筒に入れて提出する。合格者の納金は当日B封筒に入れて提出する。

☆ 各道場、クラブ等の指導者名及び連絡先(自宅及び携帯電話番号)を必ず記載する事。

尚、学生(小、中、高生)の場合は、保護者氏名、捺印を必ずお願いします。

☆ 現有段級を鳥取県外で取得した人は、当該県の段位取得証明書を添付すること、剣歴カードを紛失した人は、証書のコピーを必ず添付してください。(認定受審は除く)

☆ 登録料は、団体で受審の方は、全受審者の合格発表後にまとめてB封筒で納金してください。個人で受審の方は、合格発表後直ちに納金してください。

※ 学生は学年・年齢をを必ず記入のこと

10級～1級の受審資格にそれぞれの学年が指定されているため。

初段の受審資格が13歳以上であるため。

※ 職業欄の記入例： 小・中・高生・大学生・警察官・自衛官・教員・公務員・会社員・
自営業・農林水産・主婦・その他・無職

2. 四段、五段の審査会 (四段以上)

- (1) 日 時 令和6年2月18日(日) 午前11時 開会
(2) 場 所 倉吉市営武道館 (倉吉市葵町593)

※ **米子市に居住する受審者の申し込み先**

申込書の提出要領並びに締切

* 場 所 米子市営武道館 (米子市糺町1丁目202)

* 曜日・時間 火曜・木曜日 午後6時30分～7時30分まで
土曜日 午後4時～5時30分まで

曜日、時間の厳守をお願いします。

米子市営武道館は無人のため上記の曜日並びに時間内に申込
用紙を持参していただき、米子武道館少年部指導の先生方に
渡してください。

* 締 切 日 令和6年1月23日(火) (1月11日は休館日です。)

※ **米子市以外**に居住する受審者の申し込み先

申込書の提出要領並びに締切

* 場 所 : **受審者が居住する郡市剣道連盟に申し込んでください。**

* 締切日 : 令和6年1月23日(火)

必要書類 申込書 剣歴カード 受審料

現有段を鳥取県以外で取得した人は、当該県の段位取得証明書を添付する事及び
剣歴カードを紛失した人は、証書のコピーを必ず添付してください。

段級審査会のご案内(2)について

段級審査会 受審要領

(2月11日 鳥取県立米子産業体育館)

1. 受付は下記順序のとおり、各団体ごとで行ってください。

1 河崎剣道教室	13 境港若竹会	25 岸本中学校
2 久峰館	14 南部清流館	26 箕蚊屋中学校
3 県立武道館	15 岸本剣道教室	27 境二中
4 淀江剣道教室	16 溝口剣道教室	28 大山中
5 就将館	17 江府剣道教室	29 中山中
6 米子武道館	18 加茂中学校	30 米子北高
7 尚徳少年剣道	19 後藤ヶ丘中学校	31 南部中
8 富益剣児会	20 福米中学校	32 米子北斗中高
9 彦名剣友会	21 福生中学校	33 米子松蔭高
10 庄内道場	22 湊山中学校	34 米子東高
11 大山スポ少	23 弓ヶ浜中学校	35 米子高専
12 境港松濤館	24 淀江中学校	36 鳥大医学部
		37 米子西高

No.1～12 8時30分集合

No.13～24 8時50分集合

No.25～37 9時10分集合

※ 前回(7月17日)の受審団体を掲載しています。

上記以外で受審される団体には追って集合時間を連絡します。

※ 各団体は、玄関前付近にて待機していただき役員の指示で1団体ごとに入館してください。その際、玄関前において全員検温をし、アルコール除菌液で手指消毒を行った後、受付をしてください。

受付で受審者は「受審者確認票」を、その他の方は「受審者以外確認票」を提出し受審者と共にメインアリーナに入場し各段・各級の受付場所で、垂れに番号を記入してもらい2階観覧席で待機してください。

2. 開会式を行いますので、館内放送の指示に従って整列してください。

3. 合格発表は各段・各級ごとに館内放送をした後で主道場入口付近に貼り出します。

合格者の登録料は、各団体の代表者1名(B封筒持参者)が小会議室2にて役員に納入してください。

(一財)鳥取県剣道連盟 剣道・居合道・杖道 級段位審査受審資格

平成25年4月1日

段級	受 審 資 格	
10級	修行10ヶ月以上	
9級	10級受有者で、就学1年前の者	
	又は、小学校1年生で修行10ヶ月以上を経過し、9級の受審資格を認定された者	
8級	9級受有者で、小学校1年生以上の者	
	又は、小学校2年生で修行10ヶ月以上を経過し、8級の受審資格を認定された者	
7級	8級受有者で、小学校2年生以上の者	
	又は、小学校3年生で修行10ヶ月以上を経過し、7級の受審資格を認定された者	
6級	7級受有者で、小学校3年生以上の者	
	又は、小学校4年生で修行10ヶ月以上を経過し、6級の受審資格を認定された者	
5級	6級受有者で、小学校4年生以上の者	
	又は、小学校5年生で修行10ヶ月以上を経過し、5級の受審資格を認定された者	
4級	5級受有者で、小学校4年生以上の者。	
	又は、小学校6年生で修行10ヶ月以上を経過し、4級の受審資格を認定された者	
3級	4級受有者で、小学校5年生以上の者	
	又は、中学生で修行10ヶ月以上を経過し、3級の受審資格を認定された者	
2級	3級受有者で、小学校6年生以上の者	
	又は、満15歳以上で修行10ヶ月以上を経過し、2級の受審資格を認定された者	
1級	2級受有者で、小学校6年生以上の者	
	又は、満18歳以上で修行10ヶ月以上を経過し、1級の受審資格を認定された者	
初段	1級受有者で、満13歳以上の者	
二段	初段受有後1年以上修行した者	
三段	二段受有後2年以上修行した者	
四段	三段受有後3年以上修行した者	
五段	四段受有後4年以上修行した者	
六段	五段受有後5年以上修行した者	
七段	六段受有後6年以上修行した者	
八段	七段受有後10年以上修行し、かつ、年齢46歳以上の者	
錬士	六段受有後1年以上経過した者	加盟団体の選考を経て加盟団体より推薦された者
教士	七段受有後2年以上経過した者	
範士	八段受有後8年以上経過した者	

※平成23年3月30日、全日本剣道連盟受審資格一部改正に伴う鳥取県剣道連盟受審資格改正。

この改正した規則は、平成23年4月1日から施行する。

※鳥取県剣道連盟剣道・居合道・杖道 級段位審査受審資格10級・9級の新設に伴い、平成25年4月1日より受審資格の一部改正。

※年齢基準は、審査当日とする

剣道 受審料・登録料一覧表 (五段以下) (令和元年改定)

累進受審者

	受審料	登録料	合計
五 段	13,000	31,000	44,000
四 段	12,500	25,000	37,500
三 段	10,000	19,000	29,000
二 段	9,000	16,000	25,000
初 段	6,500	14,000	20,500
1級	5,500	5,500	11,000
2級	5,000	5,000	10,000
3級	4,000	4,500	8,500
4級	4,000	4,000	8,000
5級	4,000	4,000	8,000
6級	3,500	3,500	7,000
7級	3,500	3,500	7,000
8級	3,500	3,500	7,000
9級	3,000	3,000	6,000

累進受審者のカード再発行は300円です。

認定受審者(初めて受審する者)

(カード代含む)

	認定料	登録料	合計
1級	9,500	5,500	15,000
2級	8,500	5,000	13,500
3級	6,500	4,500	11,000
4級	6,500	4,000	10,500
5級	6,500	4,000	10,500
6級	5,500	3,500	9,000
7級	5,500	3,500	9,000
8級	5,000	3,500	8,500
9級	4,500	3,000	7,500
10級	3,000	3,000	6,000

※ 令和元(平成31)年度から適用。

審査時には従来の積立金と併せ全国大会協力金の負担をお願いする
ものです。

また、初段の方については、登録時に入会金をいただきます。

上記表の初段登録料は 入会金3,000円を含みます。

(一財)鳥取県剣道連盟令和5年度 剣道昇級・昇段審査項目 (受審者用)

受審段級位	実 技	日本剣道形等	学科
五 段	立会 (2回以上) (1回90秒程度、4人1組を原則とする)	日本剣道形 太 刀 7本 小太刀 3本	○
四 段	立会 (2回以上) (1回90秒程度、4人1組を原則とする) (五段の審査と同様に行う)	同 上	○
三 段	・切り返し (1回) ・打ち込み (1回) ・互格稽古 (2回)	日本剣道形 太 刀 7本	○
二 段	・切り返し (1回) ・面→体当たり→引き面、引き小手、引き胴 (1回) ・互格稽古 (2回)	日本剣道形 太 刀 5本	○
初 段	・切り返し (1回) ・小手→面の二段打ち (1回) ・互格稽古 (2回)	日本剣道形 太 刀 3本	○
1 級	・切り返し (1回) ・小手→面の二段打ち (1回) ・互格稽古 (2回)	木刀による剣道基本技稽古法 基本1～9	
2 級	・切り返し (1回) ・小手→面の二段打ち (1回) ・互格稽古 (2回)	木刀による剣道基本技稽古法 基本1～6	
3 級	・切り返し (2回) ・正面打ち (2回)	木刀による剣道基本技稽古法 基本1～4	
4 級	・切り返し (2回) ・正面打ち (2回)		
5 級	・切り返し (2回) ・正面打ち (2回)		
6 級	・礼法 ・竹刀の上下振り ・正面打ち (飛び込み面、相対動作)		
7 級	・礼法 ・竹刀の上下振り ・正面打ち (飛び込まないで面を打つ)		
8 級	・礼法 ・竹刀の上下振り ・正面打ち (飛び込まないで面を打つ)		
9 級	・礼法 ・足さばき (前後左右) ・竹刀の上下振り		
10 級	・礼法 ・足さばき (前後左右) ・竹刀の上下振り		

【日本剣道形審査留意事項】

※ 形の審査は原則として三組 (6人) で行う。

※ 立会人は、打太刀・仕太刀を指示し、「日本剣道形太刀の形 始め」「終わり」、「日本剣道形小太刀の形 始め」「終わり」と指示をする。

【木刀による剣道基本技稽古法審査留意事項】

※ 形の審査は原則として三組 (6人) で行う。

※ 立会人は、元立ち・掛り手を指示し、「基本1 一本打ちの技 正面 小手 胴 突き 始め」「基本2 連続技(一・三段の技) 小手 面 始め! ……「基本9 打ち落とすの技 胴打ち落とす面 始め」「終わり!」